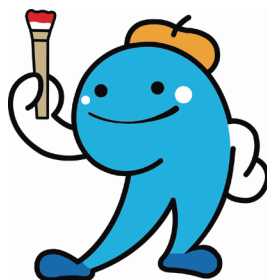
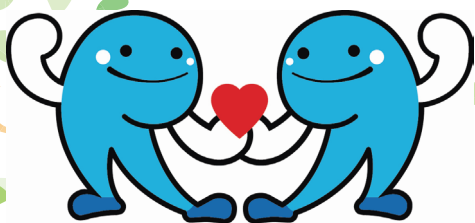


がいようばん
概要版



だい き
第3期

こうちけんしょうがいしゃけいかく

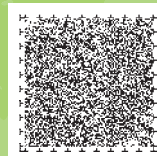
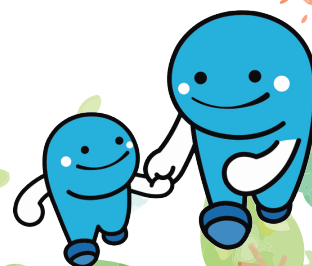
高知県障害者計画

しょうがい ひと ひと とも ささ あ
障害のある人もない人も、共に支え合い、
あんしん く きょうせいしゃかい めざ
安心して、いきいきと暮らせる「共生社会」を目指して



れいわ ねん がつ
令和5年3月

こうちけん
高知県



1 計画の基本的な考え方

高知県では、障害のある人に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「高知県障害者計画」を策定しています。

この度、障害のある人を取り巻く社会環境の変化に対応するとともに、県内の障害のある人や保護者へのアンケート、県民意識調査、関係団体へのヒアリングから見えてきた新たな課題やニーズを踏まえながら、障害者施策の一層の充実を図るため、令和5年度から令和11年度までの7年間を計画期間とする『第3期高知県障害者計画』を新たに策定しました。

計画の位置付け

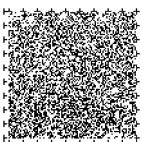
- 高知県における障害のある人のための施策に関する基本的な計画
- 障害のある人による文化芸術活動を推進するための計画
- S D G sの「誰一人取り残さない」という理念を踏まえ、共生社会の実現に向けて、行政、企業、NPO、地域住民などのあらゆる関係者が協働して推進するための指針

計画の基本理念（目指すもの）

全ての県民が、障害の有無にかかわらず、互いに人格と個性を尊重し合いながら、地域でともに暮らし、ともに支え合い、そして安心して、いきいきと暮らすことができる「共生社会」を目指した地域づくりを進めます。

障害のある人とは

障害者手帳を持っている人のことだけではありません。身体障害、知的障害、精神障害、発達障害、難病患者、その他の心や体の働きに障害がある人で、社会の中にある障壁（バリア）によって日常生活や社会生活が困難になっている人全てが対象です。



1

しょうがい しょうがい ひと いっそう りかい そくしん ちいき
障害や障害のある人への一層の理解の促進と地域で
ささ あ し く
支え合う仕組みづくり

きょうせいしゃかい きばん しょうがい しょうがい ひと ただ りかい いっそうそくしん
共生社会の基盤となる障害や障害のある人への正しい理解を一層促進しま
す。さらには、だれ あんしん く ちいき き あ ちいき
誰もが安心して暮らせるように、地域で気かけ合う地域づくり
めざ
を目指します。

2

しゃかい ばめん
社会のあらゆる場面におけるアクセシビリティ
りよう こうじょう
(利用のしやすさ)の向上

じょうほう こうじょう いしそつう しゅだん じゅうじつ
情報アクセシビリティの向上やコミュニケーション(意思疎通)手段の充実、
どうろなど いっそう かの だれ いどう りよう かんきょう せいび
道路等の一層のバリアフリー化による誰もが移動・利用しやすい環境の整備な
しゃかい ばめん こうじょう めざ
ど社会のあらゆる場面におけるアクセシビリティの向上を目指します。

3

ちいき せいかつ しえん たいせい じゅうじつ
地域での生活を支援するサービスや体制の充実

しょうがい ひと あんしん く つづ しょうがいとくせい たよう
障害のある人が安心して暮らし続けられるよう、障害特性や多様なライフス
たいおう じゅうじつ みちか ちいき そうだんしえんたいせい かんけいしゃ
テージに対応したサービスの充実や、身近な地域での相談支援体制、関係者が
れんけい しえんたいせい じゅうじつ めざ
連携した支援体制の充実を目指します。

4

きょういく じゅうじつ こようきかい げいじゅつぶんか すぽーつとう
教育の充実や雇用機会、芸術文化やスポーツ等の
しゃかいさんか きかい かくだい かんきょう せいび
社会参加の機会の拡大や環境の整備

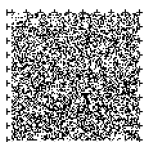
きょうしよくいん せんもんせい こうじょう こ こ じょうきょう おう しどう しえん たいせい じゅうじつ
教職員の専門性の向上や個々の状況に応じた指導・支援の体制の充実を
めざ
目指します。

こようきかい かくだい しょうがいとくせい おう たよう はたら きた すいしん ぶんかげいじゅつ
雇用機会の拡大や障害特性に応じた多様な働き方の推進のほか、文化芸術
などさまざま しゃかいさんか きかい かくだい かんきょう せいび めざ
やスポーツ等様々な社会参加の機会の拡大と環境の整備を目指します。

5

じしん たいふうとう さいがいじ かんせんしょうはっせいじとう ひじょうじ
地震・台風等の災害時や感染症発生時等の非常時における
しえんたいせい じゅうじつ
支援体制の充実

さいがいじ ひじょうじ しょうがい ひと しんこく えいきょう う
災害時や非常時には、障害のある人がより深刻な影響を受けること
えいきょう りゅうい とりくみ すいしん
から、その影響やニーズに留意した取組を推進します。



「共生社会」を目指した地域づくりを以下の4つの柱に基づき総合的に進めます。

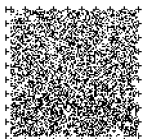
1 ともに支えあう地域づくり

共生社会の実現に向けて、障害や障害のある人に対する正しい理解のより一層の促進を図るとともに、住民誰もがお互いに気にかけて合う地域づくりに向けた意識醸成を図ります。

主な KPI (評価指標)	現状値	目標値
障害者差別解消法の認知度	48.2% (R4.10)	80% (R11年度)
ヘルプマークの認知度	25.6% (R3.12)	65% (R11年度)

《推進施策》

<p>①</p> <p>障害者差別 解消の推進 と 心のバリア フリー</p>	<p>○障害についての理解を深めるため、一層の普及啓発を行うとともに、障害を理由とする差別等の解消を図るための相談支援体制を整備します。</p>
	<p>○人権教育や福祉教育を推進します。</p>
	<p>○障害のある人への合理的配慮の提供や環境整備が行われるよう取組を推進するとともに、アクセシビリティに配慮した情報提供に努めます。</p>
<p>②</p> <p>権利擁護の 推進、 虐待防止</p>	<p>○行政や専門職、地域住民が連携して進める権利擁護の体制づくりに取り組みます。</p>
	<p>○成年後見制度の円滑な活用に向け、必要な方が利用しやすい仕組みづくりを進めます。</p>
<p>③</p> <p>地域で支え 合う仕組み づくり</p>	<p>○市町村において、既存の相談支援の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した課題に対応する包括的な支援体制づくりを推進していきます。</p>
	<p>○地域住民の力や地域の資源を活用した支え合いの仕組みづくりを進めていきます。</p>



けんみん みなさま 県民の皆様からいただいたご意見（抜粋）

けいかくさくてい おむ しょうがい ひと にちじょうせいかつ なに しえん ひつよう ひと
計画策定に向けて、障害のある人や日常生活で何かしらの支援が必要な人や
そのご家族、県内にお住まいの県民の方、また障害福祉関係団体にアンケート
ちょうさ きょうりよく
調査にご協力いただきました。たくさんのご意見をいただき、ありがとうございます
いきました。いただいたご意見やご要望のうち、計画に直接盛り込むことができ
なかつたものについても、今後の施策の推進や見直しなどの中で可能な限り反映
させるとつとめていきます。

■ は当事者調査 ■ は県民意識調査の意見

しょうがい うむ かか たが
障害の有無に関わらず、みんなが互いに
たす あ おも も
助け合い、思いやりを持てるように
なるといいと思う。



いぜん くら しゅうい りかい
以前に比べると周囲の理解は
すす ちいき がいしゅつさき
進んでいるが、地域や外出先での
りかい ふじゅうぶん
理解は不十分。



せつび じゅうじつ だいじ
設備やシステムの充実も大事だが、
まわ ひと なに ひつよう
やはり周りの人のやさしさが何より必要。

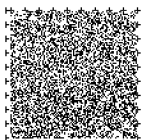
しょうがい しょうがいしゃ りかい
障害・障害者への理解を
すす ほいくしょ しょうがっこう
進めるため、保育所や小学校など
ようしょうき きょういく ひつよう
幼少期からの教育が必要。

わ こ いちばんこころ いた
我が子の中で一番心を痛めたことは、
じぶん こ こと まわ み
自分の子どもが「異なるもの」として周りから見られること。
すべ にんげん しゃかい とも い ねが
全ての人間が、社会と共に生きていけるように願います。



しょうがいふくし たい けんみんぜんたい りかい
障害福祉に対して、県民全体の理解が
ふそく かん
不足しているように感じる。
せさく じゅうじつ ひつよう どうじ けんみん
施策の充実も必要だが同時に県民への
じょうほうきょうゆう ひつよう
情報共有が必要。

しょうがっこう たようせい たい きょういく
小学校での多様性に対する教育が
ふくし たい
福祉に対する
まな おも
学びになると思う。



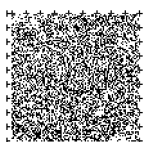
2 安心して暮らせる地域づくり

身近な地域で安心して暮らすことができるよう、社会のあらゆる場面におけるアクセシビリティの向上を図るとともに、障害特性やライフステージに対応したサービスや、保健や医療など様々な関係者が連携した支援体制の充実を図ります。

主な KPI (評価指標)	現状値	目標値
基幹相談支援センターの設置数 (相談支援の中核機関)	5カ所 (R4.4)	14カ所 (R5年度)
地域生活支援拠点等を設置する 市町村数	13市町村 (R4.4)	全市町村 (R8年度)

《推進施策》

<p>① 安心して暮らすの 確保</p>	<p>○障害特性に応じた情報発信とICTの活用機会の拡大等による情報保障の充実を図ります。</p>
	<p>○障害のある人が、円滑に意思表示やコミュニケーションを行えるよう、意思疎通支援者の養成を行うとともに、支援体制の充実を図ります。</p>
	<p>○障害の特性や複合的な課題等に応じて適切な相談支援が提供できるように、関係機関や専門機関が連携した相談支援体制の充実に努めます。</p>
<p>② 保健・医療 と福祉 サービスの 充実</p>	<p>○障害のある人が身近な地域において必要な医療やリハビリテーションなどを受けられるよう地域医療体制の充実や保健・医療・福祉分野の連携による支援の充実を図ります。</p>
	<p>○障害のある子どもが、障害特性に応じた必要な専門的支援を受けられる体制づくりを進めます。</p>
	<p>○障害のある人の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えるとともに、県内のどこでも必要な福祉サービスを利用できるように支援体制の充実を図ります。</p>
<p>③ ひとに やさしい まちづくり</p>	<p>○市町村、事業者及び県民と連携しながら、ハード面の整備とともに、心のバリアフリーを推進し、誰もが住みやすいまちづくりを進めていきます。</p>
	<p>○グループホームなど生活の場の確保、公共交通機関のバリアフリー化など、障害のある人が安心して移動できる環境の整備を進めていきます。</p>



けんみん みなさま いけん ばっすい
県民の皆様からいただいたご意見（抜粋）

■ は当事者調査の意見

きがる そうだん ばしょ
気軽に相談できる場所があれば
いいと思う。

コミュニケーションをスムーズにできる
体制を整えてほしい。



こうきょうこうつうきかん
公共交通機関を
もっと利用しやすく
してほしい。

おや な あと ほんにん く いちばんしんばい
親亡き後の本人の暮らしが一番心配。
おや な あんしん く
親が亡くなっても安心して暮らせる
社会にしてほしい。



じゅうど しょうがいしゃ
重度の障害者の
たんきにゆうしょ にゆうしょせつ
短期入所や入所施設
が不足している。

す な いえ ひとり
住み慣れた家で、一人になっても
まわ てきせつ えんじょ じたく せいかつ
周りの適切な援助で自宅で生活したい。
みまも せいかつえんじょ じゅうじつ ひつよう
見守りや生活援助のサービスの充実が必要。

こうれいしゃ くら
高齢者へのサービスと比べ、
しょうがいしゃ りよう しせつ
障害者が利用できる施設、デイ、
ショート、グループホームは
まだ不足している。

おな しょうがい しちょうそん
同じ障害でも、市町村により
う ちが
受けられるサービスが違う。
ほんとう こま
本当に困っているところに
てきせつ しえん とど ねが
適切な支援が届くよう願う。



しょうがいふくし せんもん いりよう
障害福祉を専門とする医療
じゅうじしゃ いくせい たいおう いりよう
従事者の育成や、対応できる医療
きかん ふ
機関を増やしてほしい。



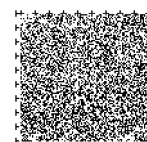
しょうがいふくし
障害福祉サービスの
ひとでぶそく かいしょう
人手不足を解消するために
しょくいん たいぐうかいぜん ひつよう
職員の待遇改善が必要。

そうきりょういく たいおう すす
早期療育の対応は進んでいるが、
こ ちゅうがく こうこう すす
その子どもたちが中学や高校へ進んで
なか ひ つ かだい
いく中での引き継ぎなど、まだ課題がある。

せいど はざま こ
制度の狭間にいる子どもに
対する支援が少ない。



りょういく かん じょうほう え そうだん こま
療育に関する情報を得にくく、どこに相談すればいいのか困っている。
きがる そうだん ばしょ
もっと気軽に相談できる場所があればいい。



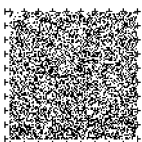
3 いきいきと暮らせる地域づくり

多様な教育的ニーズに応じた切れ目のない指導・支援の充実を図るとともに、障害特性に応じて多様な働き方を選択できる環境の整備や、地域において生涯を通じて文化芸術活動やスポーツ等様々な活動に親しむことができる機会の拡大と環境の整備を図ります。

主なKPI (評価指標)	現状値	目標値
特別な教育的支援が必要と思われる児童生徒のうち、「個別の指導計画」が作成され、組織的な指導・支援が実践されている子どもの割合	保幼:77.2% 小 :86.5% 中 :75.2% 高:93.3% (R4.9)	保幼:100% 小 :100% 中 :100% 高:100% (R5年度)
平均工賃月額	20,597円 (R3年度)	22,000円 (R5年度)

《推進施策》

<p>① インクルーシブ教育の推進</p>	<p>○全ての保育者や教職員について特別支援教育の専門性向上を図るとともに、組織的な指導・支援の体制の充実・強化を図ります。</p> <p>○特別支援学校において、地域の小・中・高等学校の取組を支援するセンター的機能の向上を図ります。</p> <p>○医療的ケア児が安全な環境で安心して教育・保育を受けられるよう、看護職員等の専門性を高めるための取組を推進します。</p>
<p>② 雇用・就業の促進</p>	<p>○障害者雇用へのさらなる理解促進や雇用機会の拡大、多様な働き方ができる環境の整備を図ります。</p> <p>○高知県工賃向上計画に基づき、就労継続支援事業所を利用する人の工賃等の向上を図ります。</p>
<p>③ 文化芸術活動・スポーツの振興と社会参加の促進</p>	<p>○様々な文化芸術活動に参加できる機会を提供するとともに、活動を支援する人材の育成やネットワークづくりなどの環境整備を図ります。</p> <p>○誰もが読書を通じて文字や活字文化を享受できる環境整備に取り組むとともに、生涯を通じて様々な学習機会や、スポーツ・レクリエーション活動等に親しむことができるよう、関係機関が連携しながら取組を進めていきます。</p>



けんみん みなさま
県民の皆様からいただいたご意見（抜粋）

とうじしやちゆうさ いげん
は当事者調査の意見

しょうがいしゃ たい りかい ふか
障害者に対する理解を深めるには、
インクルーシブ教育きょういく ひつようが必要。



しょうがい たい ただ ちしき りかい
障害に対する正しい知識や理解を
子どもや保護者ほごしやが身につけられるような
環境かんきよう ひつようが必要。

しょうがい こ ほごしや あんしん
障害のある子どもの保護者が安心して、
子どもを預けることができる
短期入所施設たんきにゆうしよせつ ふそくが不足している。

おな しょうがい こ
同じ障害のある子ども、
その保護者の意見交換いげんこうかんの場や
交流こうりゆうの場があるとよい。

ほごしや ひつよう
保護者へのケアも必要。もう少し寄り添すこよそってほしい。



たんじん せんせい りかい
担任の先生の理解があるかどうかで、
本人の負担ふたんが変わってくる。
本人のしんどさを単なるわがままと
捉えられることもある)

きょういくげんば しょうがい しょうがいとくせい
教育現場での障害や障害特性へ
理解・対応たいおうできる先生の
養成・配置はいちが必要。

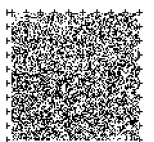
げいじゅつぶん かかつどう とりくみ
芸術文化活動の取組に
かなり期待きたいしている。



しょうがい
いろいろなイベントに障害があっても
参加さんかできるようになってほしい。



かんけいきかん れんけい ひつよう ふくし いりよう きょういくなど
関係機関の連携れんけいが必要（福祉、医療、教育等）



4 災害時等に困らない地域づくり

さいがいはっせいじとう かんせんしょう かくだいき ひじょうじ しょうがい ひと あんぜん
 災害発生時等や感染症の拡大期などの非常時における障害のある人の安全を
 かくほ しょうがい ひと う えいきょう ちが りゆうい かくしゅ
 確保するため、障害のある人が受ける影響やニーズの違いに留意しながら各種
 せさく すいしん しょうがい ひと はんざい しょうひしゃ ひがい あ
 施策を推進するとともに、障害のある人が犯罪や消費者トラブルの被害に遭わな
 いよう、かんけいきかん ちいきじゅうみんどう れんけい とりくみ すいしん
 いよう、関係機関や地域住民等が連携した取組を推進します。

おも 主な KPI (評価指標)	げんじょうち 現状値	もくひょうち 目標値
つなみしんすいそうていくいきない L2津波浸水想定区域内における どういしゅとくしゃ こべつひなんけいかくさくせいりつ 同意取得者の個別避難計画作成率	34.7% (R4.9)	100% (R7年度)
しゅうらくかつどう しょうひせいかつてまえこうざ かいすう 集落活動センターでの消費生活出前講座の回数	1回 (R3年度)	5回 (R11年度)

すいしんせさく 《推進施策》

①

なんかい
南海トラフ
じしんなど
地震等の
さいがいたいさく
災害対策

○災害発生時における障害特性に配慮した適切な情報保障や避難支援、避難所等の確保、福祉・医療サービスの継続などを行うことができるよう、防災や復興に向けた取組を市町村や関係機関等と連携して推進します。

○感染症発生時においては、福祉、保健、医療や関係機関等との連携による支援体制の充実を図るとともに、感染症への適切な対応を図ります。

②

ぼうはんたいさく
防犯対策や
しょうひしゃ
消費者トラブル
ぼうし すいしん
防止の推進

○障害のある人が悪質商法や犯罪の被害にあわないよう情報の提供や見守り活動を促進します。

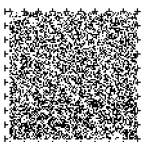
けんみん みなさま いけん ばっすい 県民の皆様からいただいたご意見 (抜粋)

■は当事者調査の意見

ひなんじょ せいかつ ほか ひと いっしょ
 避難所での生活で、他の人と一緒に
 うまく生活できるか不安。



さいがいじ じたく ようす
 災害時、自宅に様子を
 見に来てくれる人がほしい。



やくわりぶんたん れんけい 役割分担と連携

けんみん しょうがい ひと しょうがいしゃかんけいだんたい きぎょう じぎょうしゃ ふくし
 県民、障害のある人、障害者関係団体、企業・事業者、福祉サービ
 じぎょうしゃ しちょうそん けんとう やくわり にな たが れんけい
 ス事業者、市町村、県等が、それぞれの役割を担い、お互いに連携しな
 がら、この計画を進めていくことが必要です。

けんみん ＜県民＞

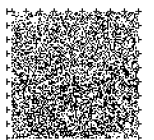
しょうがい ひと ただ りかい ふか だれ あんしん く
 障害のある人への正しい理解を深めるとともに、誰もが安心して暮らすことが
 できるように、ちいき き かけあ ちいき づくりに取り組んでいくこと
 ひつよう
 が必要です。

しょうがい ひと ＜障害のある人＞

きょうせいしゃかい じつげん む しゅたいてき ちいきしゃかい かつどう さんか ちいき ひと
 共生社会の実現に向けて、主体的に地域社会の活動に参加し、地域の人たちとの
 こうりゅう ふか ひつよう
 交流を深めていくことが必要です。また、ちいき しょうがい りかい ふか
 め、障害特性に応じて必要な配慮や困りごとなどについて積極的に発信していく
 しょうがいとくせい おう ひつよう はいりよ こま せっきよくてき はっしん
 ことが大切です。

しちょうそん けん やくわり ＜市町村・県の役割＞

- 市町村は、しょうがい しょうがい しょうがい しょうがい しょうがい
 保健・医療・福祉サービスを総合的・一体的に提供するための計画
 づくりや、サービス提供のためのきばんせいびなどを進めていく役割が期待されて
 います。
- 県は、けん しょうがい ひと せいかつぜんぱん かか はばひろ ぶんや しょうがいしゃせさく えんかつ
 障害のある人の生活全般に係る幅広い分野にわたる障害者施策の円滑な
 すすしん お かくしゅせいど じゅうじつ ざいげん かくほ ひつよう おう ようせい
 推進に向け、各種制度の充実や財源の確保など必要に応じて要請します。また、
 しちょうそん じょうげん しえん くわ ちいきかん かくさ しょう
 市町村への助言・支援に加えて、地域間で格差が生じないようなサービス提供
 たいせい
 体制づくりをすすしん
 推進します。



きぎょう じぎょうしゃ <企業・事業者>

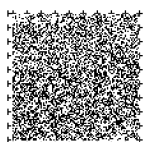
しょうがいしゃさべつかいしょうほう もと きむづ しょうがい ひと ごうりてきはいりよ
障害者差別解消法に基づき義務付けられた障害のある人への合理的配慮につ
りかい ふか てきせつ たいおう しょうがい うむ しょうがい りよう
いて理解を深め、適切に対応するとともに、障害の有無にかかわらず利用しやすい
しせつ せつびどう かんきょう せいび はいりよ しょうほうていきょう つと
施設や設備等の環境の整備やアクセシビリティに配慮した情報提供に努める
ひつよう 必要があります。また、はたら いよく しょうがい ひと せっきょくてき こよう すす
必要があります。また、働く意欲のある障害のある人の積極的な雇用を進めると
ともに、しよくぎょうのうりよく かいはつ こうじょう こよう あんてい む とりくみ もと
ともに、職業能力の開発や向上など雇用の安定に向けた取組が求められます。

ふくし じぎょうしゃ <福祉サービス事業者>

ふくし かん しょうほうていきょう しょうがい ひと いし じんかく そんちよう
福祉サービスに関する情報提供のほか、障害のある人の意思や人格を尊重
しょうがい ひと たちば た てきせつ ていきょう
し、障害のある人の立場に立った適切なサービスの提供と、サービスの質の向上
つと 必要です。また、はたら いよく しょうがい ひと せっきょくてき こよう すす
に努めることが求められています。

しょうがいしゃかんけいだんたい <障害者関係団体>

しょうがい ひと かぞくどう おう しえんかつどう しょうがい しょうがい ひと
障害のある人やその家族等のニーズに応じた支援活動、障害や障害のある人
たい ただ りかい ふか けいはつかつどう こじん かつどう
に対する正しい理解を深めるための啓発活動など、個人ではできない活動を
せっきょくてき じっし ひつよう
積極的に実施することが必要です。



しょうがいふくしだんたい いけん ばっすい
障害福祉団体からの意見（抜粋）

いりょうてき じしゃ ほか ようはいりよしゃ
医療的ケア児者は他の要配慮者とは
こと かだい おお
異なる課題も多いため、
じっさい ひなんくんれん べんきょうかいどう けいぞく
実際の避難訓練や勉強会等を継続
するなどさつきゅう たいさく すず
するなど早急に対策を進めてほしい。

いりょうてき ひつよう こ
医療的ケアが必要な子どもも
だいがくしんがく しゅうしょく きかい
大学進学、就職の機会が
あ あたりまえ
当たり前になるよう
にゅうようじき きれめ
乳幼児期から切れ目のない
しえん ひつよう
支援が必要。



いりょうきかんどう しょうがいとくせい
医療機関等における障害特性に
おう ごりてきはりよ しょうがいとくせい
応じた合理的配慮（障害特性や
しょうがい はいりよ
障害に配慮したコミュニケー
ション等）が必要。



はったつしょうがい じへいしょう
発達障害・自閉症については、
いぜん し
以前よりは知られるようになったが、
ただ りかい たいおう
正しく理解して対応できている
げんば すく
現場は少ない。

ちてきしょうがい ともな はったつしょうがい
知的障害を伴わない発達障害の
こ おとな りかい
子ども・大人への理解について、
しゃかいぜんたい しゅうち ひつよう
社会全体での周知がもっと必要。



しょうちゅうがっこう きょうしよくいん たい
小中学校の教職員に対する
しょうがい とくせい りかい しえん
障害の特性への理解・支援を
ぜんぱんてき ふか とりくみ ひつよう
全般的に深めるような取組が必要。

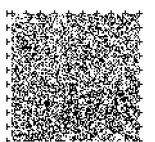
ちほう サービス しげん
地方ではサービスや資源がなく、
りようしゃ せんたく じゆう
利用者が選択する自由がないため、
す な ばしよ
住み慣れた場所により
かくさ う
格差が生まれている。



かくじぎょうしょ かつどう
各事業所の活動だけでは
じんざいかくほ きび
人材確保が厳しく、
けん さら しえん ひつよう
県をあげての更なる支援が必要。

どくしょ ほう じょうほう
読書バリアフリー法、情報アクセシビリティ・
せさくすいしんほう せいりつ
コミュニケーション施策推進法は成立したが、
しかくしょうがいしゃ ちょうかくしょうがいしゃ しんこく じょうほう
視覚障害者や聴覚障害者への深刻な情報
ぶそく かいぜん
不足は改善されていない。

じゅうど しょうがいじしゃ
重度の障害児者への
ちようき しえん ふじゅうぶん
長期にわたる支援が不十分。
ちいき く うえ
地域で暮らしていく上で、
ほごしゃしえん ひつよう
保護者支援が必要。



ぞん しょうがいしゃさべつかいしょうほう かいせい ご存じですか？障害者差別解消法の改正

わたくし ひとり
私 たち一人ひとりができること

しょうがい しんたいしょうがい ちてきしょうがい せいしんしょうがい さまざま みめ
障害には、身体障害、知的障害、精神障害など様々なものがあり、見た目では
わ
分からないこともあります。

しょうがい ひと こま ひつよう そうぞう きづ
障害のある人が困っていることや必要としているサポートについて想像し、気付く
ことが、差別解消への第一歩です。

しょうがい ひと ひと だれ あんしん く
障害のある人もない人も誰もが安心して暮らすことができるようになるために、
にちじょうせいかつ こま ようす ひと み なに こま こえ
日常生活でも困っている様子の人を見かけたら「何かお困りですか」と声をかけるな
ど、 わたくし ひとり じぶん かんが こうどう たいせつ
私 たち一人ひとりが自分にできることを考え、行動することが大切です。

きょうせいしゃかい じつげん む 「共生社会」の実現に向けて

しょうがいしゃさべつかいしょうほう しょうがい ひと さべつ しゃかい なか さまざま しょうへき
障害者差別解消法は、障害のある人への差別をなくし、社会の中にある様々な障壁（バ
と のぞ しょうがい ひと ひと とも い しゃかい めざ
リア）を取り除いていくことで、障害のある人もない人も、共に生きる社会をつくることを目指
し、 へいせい ねん がつ しこう ほうりつ れいわ ねん がつかいせい
平成28年4月に施行された法律です。（令和3年5月改正）

ほうりつ ぎょうせいきかん けん しちょうそんやくばとう じぎょうしゃ かいしゃ みせとう たい しょうがい
法律では、行政機関（県・市町村役場等）や事業者（会社・お店等）に対して、障害のあ
る人への ふうとう さべつてきとりあつか きんし ごうりてきはりよ ていきょう さだ
「不当な差別的取扱いの禁止」と「合理的配慮の提供」を定めています。

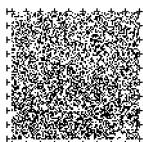
ふうとう さべつてきとりあつか きんし 「不当な差別的取扱い」の禁止

ぎょうせいきかん じぎょうしゃ しょうがい ひと たい せいとう りゆう しょうがい りゆう
行政機関や事業者が、障害のある人に対して正当な理由なく、障害を理由として、
サービスの ていきょう きよひ ばしょ じかんたい せいげん しょうがい ひと
提供を拒否することや、場所や時間帯などを制限すること、障害のない人にはつけ
ない条件をつけることなどを禁止しています。

たいおう せいとう りゆう ばあい しょうがい ひと りゆう せつめい りかい え たいせつ
対応に正当な理由がある場合は、障害のある人にその理由を説明し、理解を得ることが大切
です。

ふうとう さべつてきとりあつか れい 【不当な差別的取扱いの例】

- ・ スポーツセンターやカルチャークラブへの入会を断る。
- ・ 車椅子を利用の方や身体障害者補助犬の入店を拒否する。
- ・ 入店に際し、保護者や介助者の同伴を一方的に求める。
- ・ 本人を無視して、介助者や付添人のみに話しかける。



令和3年の法改正により、令和6年4月1日から事業者による

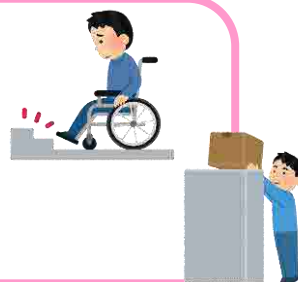
合理的配慮の提供が「義務化」されます！！

「合理的配慮の提供」とは

障害のある人は、社会の中にある様々なバリアによって困りごとを抱えていることがあります。そのバリアを取り除くために、障害のある人から何らかの対応を求める意思を伝えられたときに、行政機関や事業者は負担が重すぎない範囲で対応することが求められています。

【物理的環境への配慮の例】

- ・車椅子利用者が移動しやすいように店内の段差にスロープを渡す。
- ・高い所に陳列された商品を取って渡す。
- ・売場への案内の要望があった場合は、目的の場所へ案内する。



【障害特性に応じた意思疎通の配慮】

- ・本人の希望を確認し、筆談、読み上げ、手話、手書き文字などの伝達手段を用いる。
- ・電子メールやホームページ、FAXなど多様な媒体で情報提供や利用受付を行う。
- ・自筆が困難な人からの申出を受けて意思確認を行った上で代筆する。



ヘルプマークについて

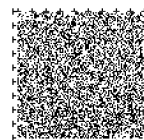


義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、または妊娠初期の方など、援助や配慮を必要としていることが外見からは分からない方がいます。そうした方が援助を得やすくなるようにと作られたのがヘルプマークです。

このマークを見かけたら、電車内で席をゆずる、困っているようであれば声をかけるなど、思いやりのある行動をお願いします。

障害のない人を前提に作られた社会の仕組みや施設の設備などが原因によるバリアを解消するのは、それを作っている社会の責任です。

何がバリアになって、どんな困りごとが生じてしまっているのか、みなさんの職場や外出先等でのバリアをまずは考えることから始めてみましょう。



だい き こうちけんしょうがいしゃけいかく がいようばん
第3期高知県障害者計画～概要版～

はっこう こうちけん こ ふくしせいさくぶ しょうがいふくしか
発行 高知県子ども・福祉政策部 障害福祉課

〒780-8570 こうちしまるのうち
高知市丸ノ内1-2-20

でんわ
電話：088-823-9633 FAX:088-823-9260

